

令和 2 年

寒河江市農業委員会第 8 回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会
第8回総会

日時 令和2年7月27日(月) 午前9時00分
会場 寒河江市文化センター2階 中央公民館ホール

出席委員

1番 鈴木 浩之	2番 土田 彦雄	3番 渡辺 裕之
4番 新宮 しのぶ	5番 眞木 早百合	6番 奥山 浩二
7番 芳賀 宏	8番 大泉 孝彦	9番 影沢 政俊
10番 後藤 孝好	11番 氏家 理香	12番 菊地 ひとみ
13番 猪倉 通文	14番 相原 稔	15番 片桐 道雄
16番 山田 和義	17番 菅井 孝一	18番 木村 三紀

出席農地利用最適化推進委員

2番 今井 隆志	3番 斎藤 幸宏	4番 渡邊 慎一
5番 熊坂 浩行	6番 川越 卯一郎	7番 鬼海 和幸
8番 菖蒲 修		

欠席農地利用最適化推進委員

1番 小野 敏行	9番 渡邊 正
----------	---------

事務局

事務局 局長 門口 隆太	事務局 補佐(兼)農地係長 芳賀 豊彦
総務 主査 高子 英晴	総務 係長 菊地 亮
農地係 主事 安達 寛人	農地係 主事 稲垣 奨

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地の現況変更について
- (4) 農地法の規定に基づく許可を要しない(農地法第4条第1項但書き) 農地

の用途変更について

議事

- (1) 議題 3 2 号 寒河江市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について
- (2) 議第 3 3 号 農地法第 3 条の規定による許可処分について
- (3) 議第 3 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第 3 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について
- (5) 議第 3 6 号 令和 2 年度寒河江市農業委員会運営方針（案）について

開会 午前 9時44分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第8回総会を開催します。よろしくお願ひします。

 まず、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例により議長に一任いただけますでしょうか。

 （「異議なし」の声あり）

木村議長 それでは、4番・新宮しのぶ委員、14番・相原 稔委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、高子主査にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局からありましたらお願いします。

事務局（稲垣主事） はい、議長。

 報告事項につきまして、事務局のほうから報告させていただきます。

 （報告事項朗読）

木村議長 ただいまの報告について何か質問はございますか。

 （発言なし）

木村議長 ないようですので、ほかに事務局からありますか。

事務局（稲垣主事） 特にありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第32号から議第36号までの議案について一括上程します。

- (1) 議第32号「寒河江市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」
- (2) 議第33号「農地法第3条の規定による許可処分について」
- (3) 議第34号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (4) 議第35号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (5) 議第36号「令和2年度寒河江市農業委員会運営方針（案）について」

以上、議第32号から議第36号まで一括上程します。

木村議長 初めに、議第32号「寒河江市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」、お願いします。菅井職務代理者。

菅井会長職務代理者 はい、議長。17番、菅井です。

去る7月20日に開催されました、寒河江市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の報告を行います。

評価委員としましては、私と新両常任委員長、それから有識者として前農地常任委員長、それに農業委員会事務局長が入りまして、5人での評価委員会となりました。

今回の農地利用最適化推進委員候補者につきましては、9

つの地区にそれぞれ1名の定員で募集をしましたところ、各地区においてそれぞれ1名の応募がございました。応募につきましては、団体推薦もしくは個人推薦ということでの応募がございました。

評価に当たりましては、応募書をもとに担当地区からの信任度、本市及び担当地域の農業に関する識見、農業経営の経歴と実績や本人の推進委員としての業務遂行への意欲などを総合的に勘案し、適否の判断をしたところです。

この協議の結果、それぞれの地域からは十分信任を受け、農業に関する識見もあり、意欲的であるということで9名の方は全て農地利用最適化推進委員に適しているという結果になりました。

以上、報告いたします。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの職務代理者よりの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので採決します。

議第32号「寒河江市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第32号は原案のとおり決定いたしました。

それでは、農地利用最適化推進委員への委嘱状を交付しま

すので、その間、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時51分

再開 午前 9時58分

木村議長 それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

先ほど推進委員に委嘱状を交付しましたので、これより推進委員の方にも総会に出席していただきます。推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について意見を述べることができますので、申し添えいたします。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理人、よろしくお願ひします。菅井会長職務代理人。

菅井会長職務代理人 はい、議長。17番、菅井です。

去る7月21日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に関わる案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と事前審査会における現地調査として、農地法第3条の新規就農案件3件を審査しました。

議第33号「農地法第3条の規定による許可処分について」、順位31番及び32番賃借権設定2件及び順位34番所有権移転1件、合計3件、新規就農の案件です。場所は、順位31番と32番は大字寒河江字寺山の畑、順位34番は字下川原の畑です。3件とも新規就農希望者の農地に関わる申合わせに基づき、取得農地の営農計画書等の書類を提出してもらっております。

順位 3 1 番と 3 2 番は、借人が同じ新規就農者であり、取得農地の利用計画書、営農計画書によると新規就農を希望する借人は河北町大字溝延に在住の 5 7 歳の男性です。このたびの農地の賃貸借を申請する以前にサクランボの収穫を手伝った経験があり、申請地の借主からサクランボの畑を借りることができるようになってからは、借主の指導を受けながら農作業を行ってきました。サクランボの施肥、剪定、農薬散布、ハウス設営、収穫、出荷など一通りの農作業を経験したほか、農薬防除暦講習会にも参加し、防除に関する知識を学んでいます。妻とともに農業に従事していることを楽しいと感じており、これからも農業を続けていきたいとのこと。申請書及び営農計画書のとおりであれば問題ないと判断しました。

順位 3 4 番は、先ほどと同じく取得農地の利用計画書、営農計画書によると、新規就農を希望する借人は下河原在住の 5 2 歳の男性です。空き家を求めて現在の住所地にある住宅を購入し、大阪から中学生の頃まで住んでいた本市に帰郷しましたが、住宅とともに購入した住宅の東側にある農地で栗などの栽培を行い、自ら農業を営むことを決意したことがこのたびの新規就農の理由です。

二人とも新規就農者であり、これからも指導していく必要があると思いますので、地区審査でも十分な審査をお願いします。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いします。まして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

どうもご苦労さまでした。

それでは、ただいまより地区審査に入ります。審査時間については 3 0 分程度としまして、1 0 時 3 5 分までとします。

それでは地区審査の間暫時休憩とします。

休憩 午前 10時04分

再開 午前 10時38分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第33号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、渡辺委員、お願いします。渡辺委員。

渡辺委員

はい、議長。3番、渡辺です。

議第33号「農地法第3条の規定による許可処分について」、7ページをお開きください。

(議案書順位31番朗読)

こちらのほう、7月21日事前審査会の中で農業委員、推進委員とともに現地調査に行ってきました。事前審査及び地区審査でも問題ございませんでした。

(議案書順位32番朗読)

■さんが■さんのサクランボ畑に1年間くらい手伝いに来ていて、それでサクランボのほうを覚えたので、■さんのサクランボをお借りする、その近くの■さんの桃畑もお借りするというような形になります。

(議案書順位35番朗読)

こちらのほうなんですが、チェリーランドの駐車場の東側の土地になります。こちらのほうは7月14日に菅井代理、今井推進委員とともに現地調査に行ってきました。地区審査及び事前審査の中でも申請どおりであれば問題ないというふうになっております。

(議案書順位36番朗読)

こちらのほうも事前審査、地区審査とも問題ないというふうになっています。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、土田委員、お願いします。土田委員。

土田委員

はい、議長。2番、土田です。

同じく農地法第3条、7ページ、順位33番。

(議案書順位33番朗読)

この件につきまして7月18日に前加藤委員と國井推進委員で現地を確認してきたところであります。この二人につきましては祖父と孫という関係にありまして、■■■■さんのほうは新規就農者でありまして、経営規模の拡大に伴う無償による貸借権の設定になります。現地は西根地区の寒河江川沿いのブドウ団地の一角にありまして、既に桃が植えられておりまして、十分管理されているようであります。計画どおりであれば問題ないと確認してきたところでありました。地区審

査でも異議ありませんでした。

(議案書順位 3 4 番朗読)

この件につきまして、7月21日の事前審査会で現地を確認してきたところであります。譲受人の■■■さんは生まれは寒河江であります。長い間大阪に在住しておりまして、このたび大阪からこちらのほうに越してきて、この下河原60番地4の空き家になっていたところを購入したところあります。家に隣接する農地も同じ所有者だったということから宅地と農地を一括購入したところあります。農地を求めるに当たりまして一応新規就農という形になっておりますが、農業で生計を立てていくという考えではなくて、自家菜園的な感じで農地を保全するという考え方です。栗などの木も植栽されているようでありまして、管理は十分されているようであります。耕作放棄地を出さないという観点からも営農計画どおりであれば何ら問題ないというふうに判断してきたところあります。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

順位31番から36番まで、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各項には該当しないことが確認されましたので、許可の要件の全てを満たしていると考えます。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。はい。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第33号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第33号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第34号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、渡辺委員、お願いします。渡辺委員。

渡辺委員

はい、議長。3番、渡辺です。

議第34号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、10ページをお開きください。

(議案書順位3番朗読)

こちらのほうなんですが、陵南の前の通りの十三というそ

ば屋さんの向かい側の住宅地の中にある農地で、申請どおりであれば何の問題もないということで事前審査及び地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。続いて、高松・醍醐地区、影沢委員、お願いします。影沢委員。

影沢委員 はい、議長。

(議案書順位4番朗読)

この件に関して、7月15日、相原委員、川越推進委員と現地を見てまいりました。その場所については清助新田集落センター斜め向かいの住宅街の中にあるんですけども、 さんが新築しようとしたときにその敷地内に農地があるということが分かったということで、その申請が出てきたわけです。何も害はないということで判断してまいりました。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

 続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

 順位3番は、個人住宅用敷地への転用になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域内にある農地でありまして、第3種農地と判断いたします。第3種農地は原則許可ですので、農地区分は問題ないと考えております。

また、農地転用許可一般基準調査書に基づきます調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

順位4番につきましては、同じく個人住宅用敷地への転用になっております。申請地は農用地区域内の農地でありまして周囲を宅地で囲まれておりますこと、また土地改良事業などの農業公共投資の対象となっていない小規模農地でありますことから第2種農地と判断いたします。第2種農地の場合、通常、宅地、その他への転用は認められておりませんが、農地区分ごとの許可基準を満たすものであり、例外としまして宅地、その他への転用も認められますことから、農地区分と転用目的は問題ないと考えております。

この案件につきましても、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えております。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第34号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第34号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第35号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、渡辺委員、お願いします。渡辺委員。

渡辺委員

はい、議長。3番、渡辺です。

議第35号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、12ページをお開きください。

(議案書順位26番)

こちらのほうなんですけど親子関係でございまして、贈与になるわけです。こちら何ら問題ないというふうに。こちらのほうも7月14日、菅井代理、今井推進員とともに現地のほうを調査いたしまして事前審査、地区審査でも問題ないというふうに見てまいりました。

(議案書順位27番)

こちらのほう、先ほどの26番の隣の土地でして、こちらのほうも申請どおりであれば何ら問題ないというふうに事前審査、地区審査でもなりました。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

それでは事務局から説明申し上げます。

順位26番及び順位27番は、個人住宅建築用敷地への転用になっております。申請地は農用地域内にあります農地でありまして、宅地に囲まれました小規模な農地の集団内にあり、土地改良事業などの農業公共投資の対象となっておりますことから第2種農地と判断いたします。第2種用地の場合、通常、宅地その他への転用は認められておりませんが、農地区分ごとの許可基準を満たすものでありまして、例外として宅地、その他への転用も認められますことから、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、農地転用一般基準調査書に基づきます調査の結果、不適な事項はなく、問題ないものと考えております。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第35号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第35号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 次に、議第36号「令和2年度寒河江市農業委員会運営方針（案）について」、事務局より説明をお願いします。事務局。

事務局（局長） はい、議長。

それでは、13ページをご覧ください。

議第36号「令和2年度寒河江市農業委員会運営方針（案）について」ということで、別紙のとおり定めるという議案を出させていただいております。内容については14ページをご覧ください。

基本方針といたしまして、農業を活性化し、農業経営者数と農業所得を拡大していく必要があるという中で、農業委員会につきましては、農業の成長産業化・競争力強化に向け、農地等の利用の最適化の推進を進めていくことが重要としております。

寒河江市農業委員会におきましては、1つ、担い手への農地集積・集約化、2つ、遊休農地の発生防止・解消、3つ、新規就農者等の育成・確保の3つの柱をもとに、農地等の利用の効率化及び高度化を図るために次のことに取り組んでいきますということで、2の活動方針に6つの柱を立てております。

1つ目が関係法令を遵守し、許可申請等の審議において現地調査を実施し、迅速かつ適正な対応に努めること。

2つ目は、委員と推進委員が連携し、活動を推進していくということ。

3つ目は、中間管理事業、人・農地プランを活用し、集積・集約化を図るとともに、農地利用の最適化の推進のための課題や問題点について行政機関へ意見書を提出するという

もの。

4つ目が遊休農地対策として、農地パトロールを実施し、農地の有効利用と耕作放棄地再生のための事業の活用を推進するということで各地区農用地利用改善組合とともに目標を設定して、遊休農地の解消に向けて努めるということ。

5つ目が新規就農者等の担い手の育成・確保対策として、関係団体と連携を図りながら進めるということ。

6つ目が農業者の福祉向上のために年金加入推進活動や各種情報提供を行うことによって、魅力ある地域農業の確立に努めることということの6つの柱になります。

事業の計画といたしましては、総会の開催、全員協議会、運営委員会、各委員会の随時開催、事前審査会の毎月の開催です。

15ページにいきまして、農地関係業務の執行についての審議と事務執行、そして人・農地プラン、中間管理事業を活用した担い手への集積・集約化を図るということです。具体的な内容は、ここに書いてあるアからエのとおりでございます。

3つ目として遊休農地対策ということで、農用地利用改善組合、市・農協等の関係機関と連携して目標を設定した上で解消に努めるということで、具体的な内容はアとイでございます。

新規就農者の担い手の育成としましては、地域農業の確立に向けた農政活動と農業振興の効果的な推進を図るという中で新規就農者や後継者の育成・確保に努めるということで、主な内容はアからウまでのとおりとなります。

5つ目として、農業者年金制度の啓発と加入推進といたしまして、拡大を図っていきたいという形で考えております。

この運営方針に従いまして、令和2年度の実行を進めていきたいと考えておりますので、皆様のほうからご審議をいた

だきまして議決いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

木村議長

はい、ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので採決します。

議第36号「令和2年度寒河江市農業委員会運営方針について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第36号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

これで、本日上程された議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時02分

令和2年7月27日

第8回総会議長.....木村 三紀

議事録署名委員 4番委員.....新宮 しのぶ

議事録署名委員 14番委員.....相原 稔